

## 新規化学物質の生態影響

環境省では、新規化学物質の審査にあたって、生態毒性など法律の視野に入っていない環境影響を含め、特段留意すべき事項がある物質（以下、フォロー物質と呼ぶ）を平成元年から記録に残している。フォロー物質については、届出の際に提出されたデータ等をもとに中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において検討され、その結果は答申の附帯意見として示されている。その内容については、届出者に対し伝達するとともに、環境省における施策において留意することとしている。なお、昨年末までは環境庁環境保健部長の私的諮問機関である化学物質安全性評価検討会において同様の検討がなされてきている。

このうち、生態影響については、濃縮度試験の予備試験として魚の急性毒性試験が実施されている場合及びその他の生態毒性試験結果が添付されている場合（ヨーロッパからの輸入物質など）について、これらの試験結果を元に判断している。このため、すべての物質について判断しているわけではない。

フォロー物質と新規化学物質の審査結果の関係を別紙に示す。フォロー物質 127 物質のうち 106 物質が魚毒性又は生態毒性が強いという理由であり、そのうち 35 物質が規制対象でないと判定されたもので、71 物質が指定化学物質と判定されたものであった。（なお、平成 8 年度まではフォロー物質は規制対象でないと判定された化学物質の中からのみ抽出。）

フォロー物質の内訳（規制対象でない化学物質と判定されたもの）

期間 用途	魚毒性が強いもの			生態毒性が強いもの			その他の理由によるもの			用途別計			合計
	H1 ~ H9.3	H9.4 ~ H12.12	H13.1 ~	H1 ~ H9.3	H9.4 ~ H12.12	H13.1 ~	H1 ~ H9.3	H9.4 ~ H12.12	H13.1 ~	H1 ~ H9.3	H9.4 ~ H12.12	H13.1 ~	
染料	4	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5
塗料	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	3
塗料・色素中間体	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
界面活性剤	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2
洗剤	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
香料	2	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	3
溶剤	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2
触媒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
重合開始剤	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
硬化促進剤	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
難燃剤	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	1	4
農薬中間体	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
樹脂	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
樹脂原料	5	1	1	0	0	0	0	1	0	5	2	1	8
写真感光材料	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	3
医薬品中間体	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
漂白剤	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
冷媒・発泡剤	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	1	1	4
水処理剤	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2
その他	1	0	1	0	1	0	2	0	0	3	1	1	5
合計	19	9	3	0	4	0	12	4	2	31	17	5	53
理由別計	31			4			18						

フォロー物質の内訳（指定化学物質と判定されたもの）

期間 用途	魚毒性が強いもの			生態毒性が強いもの			その他の理由によるもの			用途別計			合計
	H1～ H9.3	H9.4～ H12.12	H13.1～	H1～ H9.3	H9.4～ H12.12	H13.1～	H1～ H9.3	H9.4～ H12.12	H13.1～	H1～ H9.3	H9.4～ H12.12	H13.1～	
染料	-	1	1	-	0	0	-	0	0	-	1	1	2
染料原料・色素原料	-	3	2	-	0	0	-	0	0	-	3	2	5
塗料・顔料	-	3	0	-	1	0	-	1	0	-	5	0	5
防菌剤、防かび剤	-	4	0	-	1	0	-	0	0	-	5	0	5
防菌剤原料	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
殺虫剤・防虫剤	-	4	0	-	0	1	-	0	0	-	4	1	5
溶剤中間体	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
触媒	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
安定剤・老化防止剤・樹脂添加剤	-	7	0	-	0	0	-	0	0	-	7	0	7
硬化促進剤	-	2	0	-	0	0	-	0	0	-	2	0	2
潤滑油添加剤	-	1	1	-	0	0	-	1	0	-	2	1	3
樹脂原料	-	5	0	-	0	0	-	0	0	-	5	0	5
金属防錆剤	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
農薬	-	0	0	-	1	0	-	0	0	-	1	0	1
農薬中間体	-	7	1	-	0	0	-	0	0	-	7	1	8
ポリマー原料（モノマー）	-	2	0	-	0	0	-	1	0	-	3	0	3
写真感光材料	-	2	0	-	0	0	-	0	0	-	2	0	2
写真感光材料添加剤	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
液晶原料	-	3	0	-	0	0	-	0	0	-	3	0	3
感熱色素	-	1	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	1
医薬品中間体	-	5	1	-	1	0	-	0	0	-	6	1	7
その他	-	4	0	-	0	1	-	0	0	-	4	1	5
合計	-	59	6	-	4	2	-	3	0	-	66	8	74
理由別計		65		6		2	3						